

訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業第一号

株式会社亀右衛門運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社亀右衛門（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号（以下「指定訪問介護等」という）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護職員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 株式会社亀右衛門
- 二 所在地 東京都世田谷区三軒茶屋一丁目35番1号
三軒茶屋ゴールデンビル 203号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 3名
(介護福祉士7名)
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等 17名
訪問介護員は、指定訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 訪問介護の営業日 月曜日から日曜日
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 介護予防・日常生活支援総合事業第一号の営業日 月曜日から金曜日
ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 三 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 四 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 五 サービスの提供は、365日、24時間行う。

(指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護等の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、その1割から3割で負担割合証に準じるものとする。

- 一 身体介護：食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位変換、着替え、整容、通院・外出介助
 - 二 生活援助：買物、調理、掃除、洗濯、補修、環境整備
 - 三 介護予防訪問介護
訪問介護員等が介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が自立した日常生活を営むことができるように援助するサービス。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実額を徴収する（交通費とは公共の交通機関、タクシーとする）。なお、当社所有の車両を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 一 通常の実施地域を越えて1kmにつき100円
 - 3 前項の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名、捺印）を受けることとする。
 - 4 利用者に関する訪問介護提供記録の複写物の交付を希望する場合は、その実額を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、世田谷区、目黒区とする。

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第9条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(守秘義務)

第10条 事業者および訪問介護員は、訪問介護を提供する上で知り得た利用者等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。

(個人情報の利用目的)

第11条 事業者は、利用者の個人情報を厳正に取扱うとともに、「個人情報利用目的に関する同意書」で利用目的の範囲を明確にし、説明のうえ同意を得る。

(緊急時等における対応方法)

第12条 訪問介護員等は、訪問介護のサービスの提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 訪問介護員等は、前項についてしかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第13条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 繼続研修 年3回

2 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族との秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止の為の措置)

第14条 事業所は利用者的人格を尊重するサービスに努め虐待（経済的、性的、心理的、介護「世話の放棄、放任、身体的」などを含む）の発生予防又早期発見に全力をつくし、相談、支援、アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援を講ずる。

一 介護サービスの利用による介護負担の軽減

二 地域住民、民生委員、定期的な事業所の訪問

三 高齢者問題の相談機関の活用

四 市町村、警察関係機関との連帯を強化

- 2 前項について訪問介護員等は虐待を未然に防ぐため積極的なアプローチをすることとする。不審な点を発見したら、速やかに管理者に報告しなければならない。
- 3 虐待防止対応責任者に岩間 愛子を選任することとする。

附則

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する

平成27年 5月18日変更
平成28年 1月18日変更
平成28年 4月 1日変更
平成28年 5月15日変更
平成28年 9月 1日変更
平成29年 7月 1日変更
平成29年10月 1日変更
平成29年12月 1日変更
平成30年 4月 1日変更
平成30年 5月14日変更
平成31年 4月 1日変更
令和 2年 9月 1日変更
令和 3年 4月 1日変更
令和 4年 4月 1日変更
令和 4年 9月 1日変更
令和 4年12月 1日変更
令和 6年 3月 1日変更
令和 6年 12月 1日変更
令和 7年 1月 6日変更
令和 7年 7月 1日変更
令和 7年 11月 1日変更

1. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として国の定める介護給付の1割又は3割を利用料としてご負担いただきます。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

【訪問介護サービス】

(令和6年6月1日現在)

(地区区分 1級地の1単位当たり単価 11.4円)

(1日当り)

① 身体介護

サービス内容略称	サービス時間	単位数	給付金額 (1円未満切捨て)	保険請求額	利用者負担 (10%) (1円未満切上げ)
身体0	20分未満	163	1,858	1,672	186
身体1	20~30分未満	244	2,781	2,502	279
身体2	30~60分未満	387	4,411	3,969	442
身体3	60~90分未満	567	6,463	5,816	647

身体0のサービス提供時間は午後6時から午前8時までになります。

② 生活援助

サービス内容略称	サービス時間	単位数	給付金額(1円未満切捨て)	保険請求額	利用者負担 (10%) (1円未満切上げ)
生活2	20~45分未満	179	2,040	1,836	204
生活3	45分以上	220	2,508	2,257	251

③ 身体生活

サービス内容略称	サービス時間		単位数	給付金額 (1円未満切捨て)	保険請求額	利用者負担 (10%) (1円未満切上げ)
身体1生活1	身体1に引き続き	生活援助20分以上	309	3,522	3,169	353
身体1生活2		生活援助45分以上	374	4,263	3,836	427
身体1生活3		生活援助70分以上	439	5,004	4,503	501
身体2生活1	身体2に引き続き	生活援助20分以上	452	5,152	4,636	516
身体2生活2		生活援助45分以上	517	5,893	5,303	590
身体2生活3		生活援助70分以上	582	6,634	5,970	664
身体3生活1	身体3に引き続き	生活援助20分以上	632	7,204	6,483	721
身体3生活2		生活援助45分以上	697	7,945	7,150	795
身体3生活3		生活援助70分以上	762	8,686	7,817	869

- ・ 基本料金に対して、早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)帯は25%増、深夜(午後10時~午前6時)は50%増となります。
- ・ 表の料金設定の基本となる時間は実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- ・ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金

となります。

- 予定時間を延長した場合は、利用者および担当の介護支援専門員の同意を得て、延長分を合わせて請求させていただきます。

※ その他の加算料金

- ① 緊急時訪問介護加算 1,140 円 / 1 回につき (利用者負担額 : 114 円) 利用者又はその家族から要請を受け、介護支援専門員と連携を図った上で、24 時間以内に居宅サービス計画に位置付けられていない、身体介護中心の訪問介護を提供した場合にいただきます。
- ② 訪問介護初回加算 2,280 円 (利用者負担額 : 228 円)
利用者が過去二月に訪問介護の提供を受けておらず、サービス提供責任者が、新規に訪問介護計画を作成し、同行又はサービス提供した場合にいただきます。
- ③ 生活機能向上連携加算 1,140 円 / 1 月 (利用者負担額 : 114 円)
サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等による訪問リハビリテーションに同行し、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合に初回の訪問介護から 3 ヶ月間いたします。
- ④ 介護職員等特定処遇改善加算 (I) 1 ヶ月の訪問介護の総単位数 × 24.5%
- ⑤ 事業所特定加算 (I) 所定単位数の 20% に相当する単位数

【介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業サービス】 (令和 6 年 6 月 1 日現在)
(地区区分 1 級地の 1 単位当り単価 11.40 円) (1 ヶ月当り)

サービス内容略称	単位数	給付金額 (1 円未満切捨て)	保険請求額	利用者負担 (10%) (1 円未満切上げ)
訪問型サービス(独自) I (1 カ月につき)	1,176	13,406 円	12,065 円	1,341 円
訪問型サービス(独自) II (1 カ月につき)	2,349	26,778 円	24,100 円	2,678 円
訪問型サービス(独自) III (1 カ月につき)	3,727	42,487 円	38,238 円	4,249 円

上記、料金表区分は、介護保険法令に定められたものです。以下、参考として各介護費の概要を記載いたします。

- ① 訪問型サービス(独自) (I) 要支援 1 または要支援 2 と認定された利用者のうち、週に 1 回程度の介護サービスが必要と認められた利用者が利用できます。
 - ② 訪問型サービス(独自) (II) 要支援 1 または要支援 2 と認定された利用者のうち、週に 2 回程度の介護サービスが必要と認められた利用者が利用できます。
 - ③ 訪問型サービス(独自) (III) 要支援 2 と認定された利用者のうち、上記 (II) に掲げる回数の程度を越える介護サービスが必要と認められた利用者が利用できます。
- 尚、訪問型サービス(みなし・独自)訪問介護費 (I) · (II) · (III) の利用については、利用者の所在地を管轄する地域包括支援センターの介護予防サービス計画にもとづいて決定されます。
 - 月途中での開始・終了について、給付内容が変わった場合は日割り計算を行います。

※ その他の加算料金

- ① 初回加算 2,280 円 (利用者負担額 : 228 円)
利用者が過去二月に訪問介護の提供を受けておらず、サービス提供責任者が、新規に訪問介護計画を作成し、同行又はサービス提供した場合にいただきます。
- ② 生活機能向上連携加算 1,140 円/1月 (利用者負担額 : 114 円)
サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等による訪問リハビリテーションに同行し、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合に初回の訪問介護から 3 ヶ月間いたします。
- ③ 介護職員等処遇改善加算 (I) 1 ヶ月の訪問介護の総単位数 × 24.5%

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、サービス従事者が訪問するための交通費（鉄道・バス等）の実費が必要となります。また、障害者自立支援法適用外サービスと併用の場合も実費が必要となります。なお、当社所有の車両を使用した場合は、1 km 毎に 100 円（消費税別）をいただきます。その場合の距離の算出は、当該事業所と利用者宅の直線距離とします。交通費がかかる場合は、【契約書別紙】にて説明した上で同意をいただきます。

(3) キャンセル料

訪問介護においては、急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。
電話 03-5431-3911 FAX 03-5431-392
メールアドレス(PC)houmon@kameemon.co.jp
時間外、緊急時は転送電話にて対応致します。

サービス実施日の前営業日の午後 5 時までにご連絡をいたしました場合 ※ (土日・12/30~1/3 は休業日)	無 料
ご連絡が遅れた場合または、ご連絡をいただきなかつた場合	介護保険にて定める料金の 100%+消費税

※土日・12/30~1/3 は休業日のため、休業日を除いた前日午後 5 時までにご連絡下さい。それ以降はキャンセル料を頂きますのでご注意下さい。(例: 月曜日のキャンセルは金曜日の午後 5 時まで)

(注) 訪問型サービスにおいては、月額契約となりますので、ヘルパーに支払う当日キャンセル料のご負担はありません。

(4) その他

- ① 利用者等は、サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気等を含む）を無償で提供し、サービス従事者が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾します。
- ② 利用者等は、交通費（通院・買い物などの際、交通機関を利用した場合）の実費を負担します。
- ③ 利用料金のお支払い方法
毎月、20 日までに前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。
お支払い方法は、次のいずれかの方法によりお支払をお願いします。
a) 自動口座引落し（ご指定の金融機関の口座から月 1 回引落とします。）

引落し日： 27 日

- b) 振込（末日までに利用者がお振込願います。手数料は、利用者負担となります。）
- ④ 利用者に関する訪問介護提供記録の複写物の交付を希望される場合は、その実費相当をご負担いただきます。